

川崎市上下水道局広報広聴推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局広報広聴推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 広報及び広聴に関する業務（以下「広報広聴業務」という。）の戦略の策定に関すること。
- (2) 効果的な広報広聴業務の方法に関すること。
- (3) 広報の効果を測定する方法に関すること。
- (4) 広聴の結果を活用する方法に関すること。
- (5) その他広報広聴業務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、サービス推進部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、サービス推進課の広報・企画担当の担当課長をもって充てる。
- 4 委員は、経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長、庶務課長、サービス推進課長、水道管理課長、水道計画課長、下水道管理課長及び下水道計画課長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員（副委員長を含む。第4項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、急を要する事項等委員長が特に認めたものについては、書面により委員会の審議に代えることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは関係者を出席させ、説明を求め、又は意見を徴することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、サービス推進課の広報サービス担当において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。